

九州大学は、「九州大学知的財産ポリシー」を制定し、本学の教育研究活動等の成果を直接的に社会に還元し、その活用を図っていくことが社会から強く期待されていることから、この社会への直接的な貢献を教育・研究に続く本学の「第三の使命」として位置付け、組織を挙げてこれに取り組むこととしている。

その一環として、本学は、特許制度による保護と活用のバランスのとれた実務運用が重要との認識の下、ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許について、大学等や民間企業が研究において使用する場合の基本的な考え方について、以下のとおりライセンスポリシーとして制定する。

ただし、リサーチツール特許のうち、商品化され市場において一般に提供されている物又は方法については、本ポリシーの対象外とする。なお、リサーチツールに関する特許出願中の発明についても、本ポリシーに準じた取扱いとする。

1. ライセンスの供与

本学に帰属するリサーチツール特許について、他者から研究段階においてリサーチツール特許を使用するための許諾を求められた場合、本学が民間企業等と連携して行なう事業化において支障がある場合を除き、その求めに応じて非排他的なライセンスを供与するなど、円滑な使用に配慮するものとする。

2. ライセンスの対価及び条件

リサーチツール特許に対する非排他的なライセンスの対価は、当該特許を使用する研究の性格、当該特許が政府資金を原資とする研究開発によるものか否か等を考慮に入れた合理的な対価とし、その円滑な使用を阻害することのないよう十分配慮するものとする。

特に、大学等に対するライセンス供与の場合は、学術振興の観点から、無償（有体物提供等に伴う実費を除く）を原則とする。

なお、本条の規定は、ライセンスの供与にあたり、対価以外の妥当なライセンス条件を付すことを妨げるものではない。

3. 簡便で迅速な手続

リサーチツール特許のライセンス供与にあたっては、簡便で迅速な手続によりこれを行うよう努めるものとする。

4. 有体物の提供

リサーチツール特許が円滑に使用されるためには、特許のライセンス供与に加えて、当該特許に係る有体物の円滑な提供が不可欠であることを鑑み、本学がこれら有体物を併せて保有している場合は、合理的な条件で簡便で迅速な手続による有体物の提供に努めるものとする。

5. 情報の公開

リサーチツール特許の円滑な使用を促進するために、リサーチツール特許ならびにそれらに係る有体物、その他提供可能な有体物等に関する情報を公開するよう努めるものとする。

6. 用語の定義

本ポリシーで使用されている用語の定義は、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針（平成19年3月1日：総合科学技術会議）」に基づくものとする。